

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第38条第3項各号列記以外の部分中「収納金を」の右に「地方税法施行規則第2条の6に規定する納入書（同規則第5号の15様式に限る。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(19) 市税事務所軽自動車税事務所長

(20) 市税事務所軽自動車税事務所担当課長

第43条の2第1項第10号中「場合」の右に「(市税事務所軽自動車税事務所(以下「軽自動車税事務所」という。))において、軽自動車税又は軽自動車税に係る延滞金を領収する場合を除く。）」を加え、同条第5項第1号中「場合」の右に「(軽自動車税事務所において、軽自動車税又は軽自動車税に係る延滞金を領収した場合を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第4項の規定にかかわらず、京都市公金収納受託者は、軽自動車税事務所において、軽自動車税又は軽自動車税に係る延滞金若しくは加算金を領収したときは、第27条第1項に規定する納入通知書又は京都市市税条例施行細則第10条に規定する納付書等により収納機関（特徴金融機関を除く。）に払い込むことができる。

別表第2 1中第97号を第99号とし、第26号から第96号までを2号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の2号を加える。

(26) 市税事務所軽自動車税事務所長

(27) 市税事務所軽自動車税事務所担当課長

別表第4中「第66号 削除」を「第66号 市税事務所軽自動車税事務所長」に、「第73号 削除」を「第73号 市税事務所軽自動車税事務所担当課長」に改める。

第8号様式7備考2中「行財政局税務部収納対策課長並びに市税事務所市民税室市民税第一課長並びに納税室納税推進課長及び徴収担当課長の」を「次に掲げる」に改め、同備考2に次のように加える。

(1) 行財政局税務部収納対策課長

- (2) 市税事務所市民税室市民税第一課長
- (3) 市税事務所納税室納税推進課長
- (4) 市税事務所納税室徴収担当課長
- (5) 市税事務所軽自動車税事務所長
- (6) 市税事務所軽自動車税事務所担当課長

第13号様式に次のように加える。

